

西部緑地公園再整備基本計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

西部緑地公園再整備基本計画策定支援業務

2. 趣 旨

西部緑地公園は、昭和 40 年代に産業展示館及び県立野球場を備えた公園として整備され、その後、県民や業界のニーズを踏まえ、陸上競技場の整備や産業展示館の増設など、拠点機能の充実強化を図ってきた。

一方、段階的に整備を進めてきた結果、施設や駐車場の配置、園内動線が分かりにくいといった課題があるほか、産業展示館及び県立野球場については築後相当年数が経過し、老朽化が進行している。

こうした課題に対応するため、石川県では令和 6 年 3 月に「西部緑地公園再整備構想」を策定し、県立野球場及び産業展示館の建替え、園内施設の再配置、緑地・広場等の機能向上、防災機能の付与等を通じて、同公園を「スポーツとイベントの拠点」として更なる賑わいの拠点とする方向性を示したところである。

本業務は、同構想を前提として、整備内容、配置計画、動線計画、埋蔵文化財調査計画、整備スケジュール、概算事業費、事業手法、財源、費用対効果等について検討を行い、基本設計など今後の事業化に必要となる諸条件を整理した基本計画の策定に係る支援を行うことを目的とするものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 28 日(火)まで。ただし、受発注者の協議により、履行期間を変更する場合がある。

なお、本業務は令和 8 年度及び令和 9 年度の複数年度にわたり実施する業務であり、令和 8 年度に設定する債務負担行為に基づき契約を締結するものとする。

4. 委託金額

上限 72,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、本業務は令和 8 年度に設定する債務負担行為に基づき契約を締結するものであり、

委託料の支払は、令和9年度において、業務完了後、発注者の検査に合格した後、受託者からの適法な請求に基づき一括して行うものとする。

5. 業務内容

本業務の対象は、産業展示館、県立野球場、公園施設（緑地空間、アーバンスポーツエリア、多目的広場、屋内こども遊戯施設等）、園内道路、駐車場、その他再整備に必要となる施設・機能（以下、単に「施設・機能」と略す。）を想定する。業務の実施に当たっては、西部緑地公園再整備構想及び関連資料を前提とし、基本計画として必要な事項を具体化・精査するものとする。

(1) 既存資料及び前提条件の整理

- ・西部緑地公園再整備構想、既往調査、関連計画、都市計画・建築・公園・防災等に係る法規制、施設利用状況、園内外動線、既存インフラ、周辺道路、駐車場利用状況等を整理すること。
- ・基本構想段階で整理された課題及び今後基本計画で具体化すべき事項を整理し、発注者と共有すること。
- ・基本計画策定に当たり、検討の前提となる条件、制約事項、関係機関協議が必要な事項を整理すること。

(2) 整備内容の具体化

- ・施設・機能について、再整備構想を踏まえ、基本計画に盛り込むべき規模、機能等を整理すること。

(注) 特に、緑地空間、アーバンスポーツエリア、多目的広場、屋内こども遊戯施設については、再整備構想を踏まえ、「2. 趣旨」を実現する積極的な提案を期待する。一方、産業展示館、県立野球場については、再整備構想策定時の検討状況を踏まえて整理すること（資料・データは発注者から委託契約締結後に提供する）。

- ・上記において整理した施設・機能の配置等を平面図（基本計画図）としてとりまとめるほか、県民等が再整備後の公園の姿を具体的にイメージできるよう、上記の平面図に加え、公園全体の鳥瞰図、主要施設又は主要エリアの透視図、イメージパース等を作成すること。

(注) これらの図面等は、基本計画段階における整備イメージを示すものであり、今後の設計等により変更が生じる可能性があることを前提として作成するものとする。作成する図面等の種類、点数、表現方法及び対象施設・エリアについては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- ・各施設の検討に当たっては、利用者利便性、イベント時運用、災害時活用、維持管理性、将来の拡張性等を考慮すること。

(3) 配置計画、動線計画、段階整備及び技術的制約の検討

- ・園外からのアクセス、園内の歩行者動線・車両動線、駐車場配置、イベント時及び災害

時の動線、管理運営上の動線等を踏まえ、配置計画、動線計画を検討すること。

- ・配置計画・動線計画や各施設・機能の基本計画図を基に施工ステップを検討すること。施工ステップ図は、工程や方法を把握するものとする。
- ・再整備に伴う雨水流出量の変化や周辺排水施設への影響を整理し、必要な排水、貯留、浸透、流出抑制対策の方針を検討するとともに、基本計画段階における雨水排水計画の考え方を整理し、現況排水系統図、計画排水系統図、流域区分図等の図面を作成すること。

(4) 整備スケジュールの整理

- ・基本設計、実施設計、各種調査、埋蔵文化財調査、既存施設解体、新施設整備、外構・緑地整備、供用開始等を見据え、現実的な整備スケジュールを検討すること。
- ・再整備対象区域における埋蔵文化財調査について、文化財担当部局等との協議状況を踏まえ、試掘調査、発掘調査等の想定範囲、実施時期、所要期間、工事工程への影響を整理すること。

(注) 新産業展示館建設予定地の試掘調査は、令和8年度に実施予定。

(5) 概算事業費及び維持管理費等の算定

- ・施設・機能別に概算事業費を算定すること。算定に当たっては、基本設計、実施設計、各種調査、埋蔵文化財調査、既存施設解体、新施設整備、外構・緑地整備等を適切に整理すること。
- ・また、維持管理費、更新費、ライフサイクルコスト等を整理し、事業手法検討及び財源整理に反映すること。
- ・概算事業費及び維持管理費等の算定に当たっては、物価上昇を加味するとともに、算定条件、単価根拠、含まれる範囲、今後精査が必要な事項を明確にすること。

(6) 事業手法及び官民連携手法の検討

- ・従来手法（分離発注方式）、DB方式（設計施工一括方式）、DBO方式、PFI方式、Park-PFI（公募設置管理制度）、その他想定される事業手法について、対象施設の特性、整備スケジュール、維持管理運営、民間参画可能性、リスク分担、VFM等の観点から精緻な比較検討を行うこと。

(注) 令和5年度に実施した「マーケットサウンディング調査」及び令和6年度に実施した「事業手法調査」の結果を参考とすること（資料・データは発注者から委託契約締結後に提供する）。

- ・最新の施設・機能の整備内容を踏まえたマーケットサウンディング調査を実施し、改めて民間参画可能性を把握すること。
- ・事業手法の比較結果については、県が今後の事業化方針を総合的に判断できるよう、メリット、デメリット、想定事業費、県負担額、地元経済効果、留意点等を整理すること。

(7) 費用対効果算定及び財源整理

- ・国交付金申請に必要な費用対効果算定の考え方、算定条件、整理すべき便益等を確認し、基本計画及び申請資料に反映できる形で取りまとめること。

(注) 国土交通省が作成している「費用対効果分析手法マニュアル」等を活用すること。

- ・財源整理に当たっては、整備内容、事業費、整備スケジュール及び事業手法との関係を踏

まえ、活用可能性と留意点を整理すること。

(8) 関係者協議、会議資料作成及び説明支援

- ・本事業の遂行に伴い実施する関係機関との協議においては、必要な資料を作成するほか、協議内容について議事録を作成すること。
- ・対外的な説明に活用できるよう、必要に応じて、分かりやすい資料、概要版、図表等を作成すること。
- ・関係機関等との協議における意見、課題、追加検討事項について整理すること。
- ・基本計画の策定に当たって、パブリックコメントその他県民等からの意見聴取を実施する場合は、発注者の指示に基づき、意見聴取に必要な資料の作成や提出された意見の整理、対応方針案の作成、基本計画案への反映に必要な支援を行うこと。

(9) 基本計画、図面、概要版等の作成

- ・上記の検討結果を取りまとめ、報告書及び西部緑地公園再整備基本計画、基本計画の概要版を作成すること。

(注) 発注者において別途実施する基礎調査結果（「測量調査」「インフラ現況調査」等）を報告書に盛り込むこと（資料・データは発注者から調査完了後に提供する）。

- ・施設配置図、施工ステップ図、鳥瞰図、イメージパース等を基本計画及び概要版に反映すること。

(注) 点数・枚数については、県民に対する構想概要の分かり易い周知の観点から、発注者と別途協議すること。

- ・整備スケジュール、概算事業費表、事業手法比較表、費用対効果算定、財源整理等について、基本計画の資料編又は別冊資料として整理すること。

(10) 上記のほか、基本計画策定に必要と考えられる事項について、発注者と協議の上、実施すること。

6. 業務の進め方

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、業務内容、実施体制、担当技術者、作業工程、打合せ計画、成果物の構成等について発注者の承認を受けること。
- (2) 受託者は、西部緑地公園再整備構想を前提として、基本計画において具体化すべき論点を整理し、発注者と協議しながら業務を進めること。
- (3) 本業務と並行して実施される関連調査、埋蔵文化財調査、施設所管課による検討、関係機関協議等の内容や進捗状況の把握に努め、本業務との整合を図ること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するとともに、原則として月1回程度の定例打合せを実施するとともに、打合せ記録等を提出すること。ただし、必要に応じて発注者と協議の上、打合せ回数を変更することができる。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況、検討内容、今後の進め方及び課題等について、定期的に発注者へ報告するものとする。特に令和8年度末においては、基本計画策定に向けた主要論点、検討状況等を中間報告として取りまとめ、発注者に提出するものとする。

なお、報告の時期、内容及び様式は業務の進捗状況を踏まえ、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

- (6) 受託者は、パブリックコメントその他県民等からの意見聴取及びその後の意見整理、対応方針の検討、基本計画への反映に必要な期間を確保するため、最終的な基本計画の策定予定時期の概ね2か月前までに、意見聴取に供する基本計画案を作成し、発注者に提出するものとする。なお、当該基本計画案は、県民等からの意見、関係機関協議及び発注者との協議を踏まえ、必要な修正を行った上で、最終的な基本計画として取りまとめるものとする。
- (7) 受託者は、発注者から資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、発注者からの要請に応じて、別途開催される会議、打合せ、現地確認等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席し、迅速かつ機動的に対応すること。
- (8) 受託者は、本業務を第三者に再委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者の指示を受けて処理すること。

7. 成果物の納品

- (1) 成果物
 - ① 西部緑地公園再整備基本計画 15部
 - ② 西部緑地公園再整備基本計画概要版 15部
 - ③ 基本計画図、施工ステップ図、雨水排水に係る考え方を示す図面、その他の図面資料 一式
 - ④ 概算事業費、整備スケジュール、事業手法比較、費用対効果算定、財源整理等に係る資料 一式
 - ⑤ 上記成果物の電子データ 一式（編集可能な形式及びPDF形式）
- (2) 納品場所
石川県企画振興部企画課
- (3) 納期
令和9年12月28日(火)。ただし、受発注者協議により変更する場合がある。
- (4) 備考
委託業務が完了し成果物を引き渡し後において、成果物に瑕疵等が認められた場合には、速やかに受託者の責任において修正提出しなければならない。

8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、発注者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

9. 貸与資料

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するものとする。受託者は、発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

10. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

発注者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いには十分注意するものとする。

11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。